

公立高等学校の授業料等について

■ 授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が 50 万 7,000 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

※ 上記は、平成 31 年度の要件です。2020 年度以降、一部が変更になることがあります。

3 支給事務の流れ

- (1) **受給資格認定申請**（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) **収入状況届**（課税証明書等を添付する場合、各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。また、認定後に死別や離婚、養子縁組など、保護者等の状況に変更があった場合にも、収入状況届が必要です。

4 添付書類（個人番号カード（写）等） 下記(1)～(5)のいずれか 1 つを添付してください。

- (1) マイナンバー通知カード（写し）
 - (2) マイナンバーカードの裏面（写し）
 - (3) マイナンバー付きの住民票（写し）
- ＜何らかの事情でマイナンバーを提出できない場合＞
- (4) 住民税 課税(非課税)証明書の原本（全部の事項を記載したもの、コピー不可）
 - (5) 【生活保護世帯】生活保護受給証明書の原本（コピー不可）

※ 受給資格認定申請書・収入状況届出書の用紙と記入要領等は、学校から配付します。

【お問い合わせ先】

大阪府教育庁施設財務課就学支援金担当

電話:06-6944-6914

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

高等学校等奨学のための給付金について

※以下の説明は、平成 31 年度のもので、2020 年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

■制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■支給の要件

申請年度の 7 月 1 日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が **0 円（非課税）**、もしくは**生活保護**（生業扶助）受給世帯であること
 - ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住**していること（※）
 - ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（平成 32 年 3 月 1 日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
 - ④ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります。）
 - ⑤ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学していること
- ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。
- ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

■給付金額

対 象 生 徒 の 区 分		給 付 金 額（31 年度）	
		国公立	私 立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300 円	52,600 円
申請年度の 道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	82,700 円	98,500 円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養 されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高校等（全日制・ 定時制）に在学していない場合（働いていないこと）	129,700 円	138,000 円
	通信制に在学する生徒	36,500 円	38,100 円

■申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年 7 月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。
受給申請書や添付書類、その提出方法などは、国公立の高等学校等と私立の高等学校等で異なります。
受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じて提出をお願いします。

■給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、12 月末を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、国公立の高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピッとライン

電話:06-6910-8001 ファクシミリ:06-6910-8005

大阪府ホームページ 【国公立】 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【私立】 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/30_syougaku_kyuuhtml